

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	R 4 大隅河川国道事務所不動産鑑定評価業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 鹿児島県肝属郡肝付町新富 1 0 1 3 - 1
契約年月日	令和 4 年 8 月 3 0 日
契約相手方の氏名及び住所	(株) 泊法務鑑定事務所 鹿児島市真砂町 4 8 番 2 号鑑定ビル 2 階
契約金額 (消費税及び地方消費税を含む)	¥1, 307, 900
予定価格 (消費税及び地方消費税を含む)	¥1, 307, 900
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	消費税率については、引渡し時点における消費税法及び地方税法の施行内容による。

## 随意契約理由書

1. 業務件名 R 4 大隅河川国道事務所不動産鑑定評価業務
2. 履行場所 大隅河川国道事務所
3. 契約の相手方 住 所：鹿児島県鹿児島市真砂町48番2号鑑定ビル2階  
会社名：株式会社 泊法務鑑定事務所  
電 話：（099）255-3776
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

- 1) 当該業務の目的

本業務は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準及び同訓令の運用方針に定めるところにより適正な補償を行うための基礎資料として、九州地方整備局用地事務取扱細則第9条の規定により土地の鑑定評価等を得るものである。

- 2) 業務の内容

本業務は、大隅河川国道事務所が用地買収等のために必要となる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行う業務である。

本業務の施行に当たっては、「不動産鑑定評価基準(平成14年7月3日国土第83号)」、「不動産鑑定評価基準運用上の留意事項(平成14年7月3日国土第83号)」、「土地鑑定評価依頼事務要領(昭和43年4月18日九建達第8号九州地方建設局長通達)」、「不動産鑑定評価業務仕様書(以下「仕様書」という。)」その他鑑定評価業務に関わる各種規定等を遵守するものとする。

- 3) 契約に付する理由

本業務は、企画競争の手続きに基づき調査審議した結果、株式会社泊法務鑑定事務所は、本業務を遂行するために必要な技術力、実績を備えていると判断され、かつ、業務実施体制に対する技術提案において、最も優れた提案を行ったものである。

よって本業務については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記業者と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)  
用地課長